

(令和8年(2026年)4月以降 減免申請用)

## 身体障害者等の方に対する 自動車税の減免について



滋賀県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方の移動のために使用される普通自動車について、一定要件のもとで、自動車税の減免を実施しています。

※自動車税環境性能割は令和8年(2026年)3月31日をもって廃止になりました。したがって、令和8年4月1日以降は、自動車税環境性能割の減免もありません。

また、自動車税種別割については、自動車税という名称に変更になりました。

適用条件・提出書類などについて、滋賀県行政手続ガイドシステム(右のQRコード)からも確認することができます。



滋賀県行政手続  
ガイドシステム

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

滋 賀 県

## 減免が受けられる要件は？

### 1. 身体障害者等本人が運転する場合

- (1) 滋賀ナンバーの自家用自動車で、名義\*1が障害者ご本人であること
- (2) 減免を受ける自動車（軽自動車を含む）が同時に存在しないこと（一人一台の原則）\*2
- (3) 身体障害等の程度が次の表に該当する等級\*3であること

障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～6級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害		1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	
療育手帳（知的障害者）		A（A1およびA2を含む）	
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）		1級	
戦傷病者手帳		個別にお問い合わせください	

### 2. 身体障害者等と生計を一にする方(同居家族等)が運転する場合

（「生計を一にする方」とは、身体障害者等と一般的に生活をともにしている方（家族等）をいいます）

- (1) 滋賀ナンバーの自家用自動車で、名義\*1が障害者ご本人であること  
（※ ①18歳未満の身体障害者、②精神障害者（1級）、③知的障害者（A）の場合は、生計同一者名義で可）
- (2) 減免を受ける自動車（軽自動車を含む）が同時に存在しないこと（一人一台の原則）\*2
- (3) もっぱら当該障害者の方の通学（通園）、通院、通所または生業（通勤）のために月1回以上当該身体障害者等の移動のために継続して使用されること
- (4) 身体障害等の程度が次の表に該当する等級\*3であること

障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害		1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
	肝臓機能障害		1級～3級
療育手帳（知的障害者）		A（A1およびA2を含む）	
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）		1級	
戦傷病者手帳		個別にお問い合わせください	

### 3. 身体障害者等を常時介護する方が運転する場合

(下表の障害の程度に該当する身体障害者等の方のみで構成される世帯に限ります)

- (1) 滋賀ナンバーの自家用自動車で、名義\*1が障害者ご本人であること  
(※ ①18歳未満の身体障害者、②精神障害者(1級)、③知的障害者(A)の場合は、生計同一者名義で可)
- (2) 減免を受ける自動車(軽自動車を含む)が同時に存在しないこと(一人一台の原則)\*2
- (3) もっぱら当該障害者の方の通学(通園)、通院、通所または生業(通勤)のために同一運転者が週3回以上当該身体障害者等の移動のために継続して使用されること
- (4) 身体障害等の程度が次の表に該当する等級\*3であること

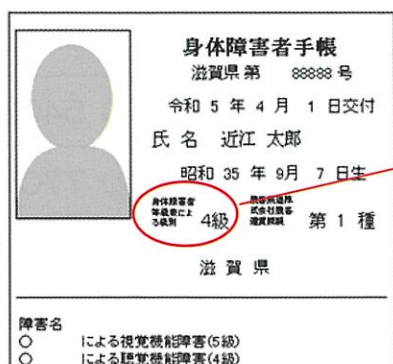
障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害	1級、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
	肝臓機能障害	1級～3級	
療育手帳(知的障害者)	A (A1およびA2を含む)		
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)	1級		
戦傷病者手帳	個別にお問い合わせください		

\*1 自動車の名義……原則、自動車検査証の所有者欄に記載されている方

(※割賦販売契約(ローン契約)による所有権留保付自動車の場合は使用者)

\*2 減免を受けられる自動車(軽自動車等を含む)は、一人の身体障害者等について一台に限ります。このため、既に減免を受けている方が新たな自動車で減免を受けようとする場合は、既に減免を受けている自動車を抹消登録または移転登録(名義変更)する必要があります。(一人一台の原則)

\*3 二種類以上の障害がある場合、障害の程度は手帳表紙の等級を参照します。



(例)

視覚障害5級と聴覚障害4級で一見対象外のように見えますが、等級は障害者手帳の表紙に記載されているものを参照するため、視覚障害4級として減免を受けることができます。

※手帳を交付申請中の方は減免を受けることができませんので、手帳の交付を受けた後に申請してください。

#### <その他注意点>

- ・ 18歳未満の身体障害者の方については、満18歳になった時点で、身体障害者本人に移転登録(名義変更)していただく必要があります。また移転登録(名義変更)に伴い、再度減免申請をしてください。
- ・ 他の都道府県ナンバー、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、法人名義およびリース車の自動車は減免が受けられません。

## 減免が受けられる税額は？

### ● 自動車税

車両の種類	減免を受けられる額
初度登録年月日が令和元年10月以降の 自家用乗用車およびキャンピング車	年税額 44,000 円まで減免
上記以外	年税額 45,000 円まで減免 (重課対象車は 51,700 円まで減免)

- ※ 年税額が上表の額を超える自動車については、上限額との差額分の納付が必要です。
- ※ 年税額が上表の額以下の自動車に係る自動車税については、全額減免となります。  
月割りで減免を受ける場合は、減免を受けられる額の月割り額が上限額となります。
- ※ 上限額の差額分の納付については、口座振替での納付ができません。

## 減免申請の提出期限・提出先は？

区 分	申請書の提出期限	申請書の提出先	備考
自動車を新規に取得する場合 (乗り換えを含む)	① 新規登録(新車、一時抹消された中古車)で取得し、自動車税がかかるとき 自動車の登録の日 <u>登録の前に減免要件の確認を受けてください</u>	自動車税事務所	【登録日の翌月以降を月割で減免】 ※登録日を過ぎて申請する場合は、申請日の翌月以降を月割で減免
	② 移転登録(名義変更)、転入で取得するとき 翌年度の4月1日から納期限まで ※自動車の登録日と同時に仮申請できます。	自動車税事務所 ※登録日を過ぎて申請する場合は、各県税事務所でも申請できます。	【翌年度の年税額を減免】 ※移転登録等で取得される場合は、翌年度から自動車税が課税されるため、仮申請になります。
自動車を既に所有している場合 (当該年度に納税義務がある場合)	③ 4月1日(午前0時)時点で減免要件に該当しているとき 当該年度の4月1日から納期限まで	自動車税事務所 および 各県税事務所	【年税額を減免】
	④ 4月1日(午前0時)後に減免要件に該当することになったとき 納期限後、当該年度の2月末日まで	自動車税事務所 および 各県税事務所	【申請翌月以降を月割で減免】 ※3月は仮申請できません
	⑤ 4月1日(午前0時)後に減免要件に該当することになったとき 当該年度の2月末日まで	自動車税事務所 および 各県税事務所	【申請翌月以降を月割で減免】 ※3月は仮申請できません

※仮申請とは…当該年度に自動車税の納税義務がない自動車でも、**その翌年度の賦課期日(4月1日)現在に減免要件を満たす見込みのある場合は**、当該年度に翌年度の自動車税に対して事前に申請書を提出いただき、4月に送付する「現況報告書」を「はがき」または「スマホ等」で報告することで減免申請とみなす制度です。

- ※ 過年度に減免を受けていた自動車を引き続き同じ目的で使用される場合は、4月に送付する「現況報告書」を「はがき」または「スマホ等」で報告することで減免申請とみなすことができます。
- ※ OSS(ワンストップサービス)の電子申請と障害者減免の申請を同時に行うことはできません。

## 申請に必要な書類は？

共通に必要な書類（障害者等本人が運転・生計を一にする方が運転・常時介護する方が運転）

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか（原本）

※ 複数の手帳を所有されている場合はすべてご持参ください。

自動車税関係の申請書等

(2) 減免申請書

※ 自動車税事務所・各県税事務所の窓口または滋賀県のHPから入手可能です。



(3) 運転される方の運転免許証（表裏の写し可）

※ 令和7年3月以降運用の運転免許証とマイナンバーカードが一体化した免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）で申請の場合、アプリ等を使用して免許証情報画面を提示または免許証情報画面を印刷したものを提出してください。なお、マイナ免許証での確認には暗証番号が必要です。

(4) 自動車検査証

※自動車検査証（電子車検証・A6 サイズ）原本と併せて自動車検査証記録事項（写し・A4 サイズ）を提出してください。なお、自動車検査証記録事項は、車検証閲覧アプリで出力できます。

(5) 既減免車の処理に関する書類

※ 既に減免を受けている車を乗り換えられる場合、既減免車の抹消登録または移転登録が必要です。

抹消登録の場合：抹消登録後の登録証明の写し

移転登録の場合：移転登録後の車検証の写しおよび課税復活分の領収書の写し

※ 課税復活…既に減免を受けられていた車を移転登録し、新たな車の減免申請を行う場合、新たな車の減免申請の翌月分から自動車税が発生すること。  
なお、仮申請（P3 参照）の場合は不要です。

生計を一にする方（家族等）が運転される場合は(1)～(5)の他に(6) (7)の書類が必要です

(6) 通学（通園）証明書、通院証明書、通所証明書、通勤証明書のいずれか

※ 証明書は本県作成の様式をご利用ください。証明書様式は、自動車税事務所・各県税事務所の窓口または滋賀県のHPからも入手可能です。

※ 証明日から3か月以内のものに限ります。

通院…病院および診療所への通院をいい、接骨院、歯医者、リハビリ施設、鍼灸院等（医師の指導に基づくものは除く。）は該当しません。

通所…障害者就労支援施設等への通所をいい、老人デイサービス等の老人介護施設等は該当しません。

(7) 生計同一証明書

※ 証明日から3か月以内のものに限ります。

常時介護する方が運転される場合は(1)～(5)の他に(8)の書類が必要です

(8) 常時介護証明書

※ 証明日から3か月以内のものに限ります。

※ 減免要件を確認するため、(1)～(8)以外に必要な書類の提出を求める場合があります。

## (7)生計同一証明書および(8)常時介護証明書の発行機関は？

対 象 者	発 行 機 関
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	各市町福祉担当課 (市福祉事務所)
戦傷病者手帳をお持ちの方	県庁健康福祉政策課

※ 生計同一証明書または常時介護証明書の発行

地区担当民生委員の証明が必要な場合がありますので、お住まいの各市町福祉担当課に事前におたずねください。

**減免承認を受けられた方への注意 ～身体障害者等減免は毎年手続きが必要です！～**

・ 身体障害者等減免は、毎年手続きが必要です。4月に送付する「現況報告書」にて変更事項の有無を確認し、「はがき」または「スマホ等」で、期限内に必ず報告してください。  
 なお、期限内に現況報告のない場合は納税が必要となりますのでご注意ください。

- ・ 転居された場合、提出いただく「現況報告書」が届かなくなりますので、必ず運輸支局で車検証の住所変更手続きを行ってください。
  - ・ 年度の途中で減免要件に該当しなくなった場合、翌年度以降は減免を受けることはできません。  
 (例)・自動車を使用しなくなったとき(運転免許証返納により運転しなくなった場合を含む)。
    - ・ 身体障害者等の方が亡くなったとき。
    - ・ 身体障害者等の方と申請者もしくは運転者の生計が別になったとき。
    - ・ 身体障害者等の方の通学(通園)、通院、通所、生業(通勤)のための使用回数が減免要件を満たさなくなったとき。
    - ・ 減免を受けている自動車の車検の有効期間が経過しているとき。
    - ・ 減免を受けている自動車を譲渡・廃車したとき(必ず移転登録等の手続きを3月末日までに行ってください。)
- ※上記以外でも減免が受けられない場合がありますので、お問い合わせください。

**申請書の提出・ご相談は？**

◎減免を受けようとする方は、表紙の滋賀県行政手続ガイドシステムから確認していただき、必要な書類をそろえてお近くの下記の事務所で申請手続きをしてください。なお、減免制度についてのご質問、ご相談は電話でも受け付けていますので、下記の事務所にお問い合わせください。

◎抹消登録、移転登録等の手続きについては、滋賀運輸支局(TEL:050-5540-2064)にお問い合わせください。

**◎軽自動車税の減免申請については、お住まいの市町税務課にお問い合わせください。**

管轄事務所名	区域	所在地	電話番号
自動車税事務所	県内全域	守山市木浜町 2298-2	TEL 077 (585) 7288
西部県税事務所	大津市	大津市松本一丁目 2-1	TEL 077 (522) 9805
西部県税事務所 高島納税課	高島市	高島市新旭町北畑 565 (高島市役所内)	TEL 0740 (25) 8012
南部県税事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市	草津市草津三丁目 14-75	TEL 077 (567) 5406
中部県税事務所	近江八幡市、東近 江市、蒲生郡	東近江市八日市緑町 7-23	TEL 0748 (22) 7707
中部県税事務所 甲賀管理課	甲賀市、湖南市	甲賀市水口町水口 6200	TEL 0748 (63) 6106
東北部県税事務所	長浜市、米原市	長浜市平方町 1152-2	TEL 0749 (65) 6606
東北部県税事務所 湖東管理課	彦根市、愛知郡 犬上郡	彦根市元町 4-1	TEL 0749 (27) 2206

身体障害者等の方に対する自動車税の減免について  
 発行 滋賀県総務部税政課  
 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1  
 TEL : 077 (528) 3215 FAX : 077 (528) 4819  
 令和8年3月作成